

令和7年9月市議会定例会

消防局

議案説明資料

目 次

【条例案件】

1 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 … 1 頁

【契約案件】

2 工事請負契約締結の件 2 頁
(富山消防署北部出張所改築主体工事)

1 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例制定の件

[消防局総務課]

(1) 改正理由及び内容

消防庁消防・救急課長及び広域応援室長からの「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について」（令和6年8月1日付け消防消第247号・消防広第188号）の通知に基づき、消防職員が緊急消防援助隊として従事した場合に支給する特殊勤務手当を新たに設けるもの。なお、通知では、国家公務員との待遇の均衡が図られるよう検討を求められていることから、「日額2,160円」とし、当該特殊勤務手当を支給する場合は、他の消防業務手当を併給しないものとする。

(2) 国家公務員の支給状況

		国家公務員（一般職）
根拠規定		人事院規則9-30
手当名称		災害応急作業等手当
対象作業		災害現場における被災者の救助等作業
手当額	通常	840円/1日（第19条第2項第3号）
	大規模災害の場合	1,080円/1日（第19条第2項）
	大規模災害、かつ危険区域において活動する場合	2,160円/1日（第19条第3項第3号）

※緊急消防援助隊の活動の特殊性

国家公務員や警察職員が従事する救助活動等と同様に、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事するもの。

(3) 施行期日

令和7年10月1日

【消防施設整備事業費】

2 工事請負契約締結の件 (富山消防署北部出張所改築主体工事)

[消防局総務課]

- (1) 契約額 580,800,000円
ア 予定価格 587,400,000円
イ 契約の方法 一般競争入札
ウ 契約の相手方 タカノ建設・牧野工業富山消防署北部出張所改築主体工事共同企業体

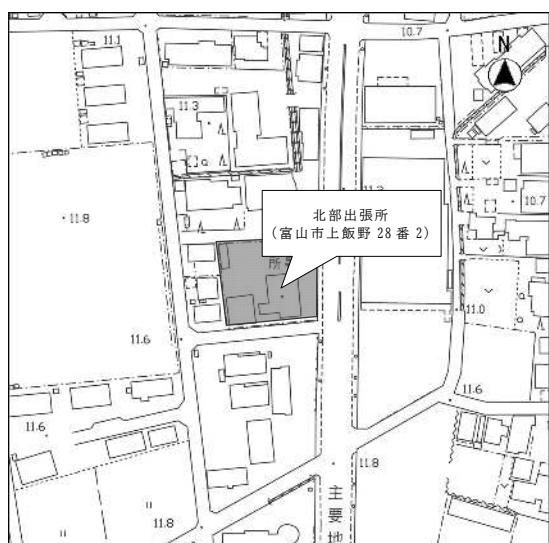
(2) 事業目的

富山消防署北部出張所は昭和55年3月に建築（築45年）されており、老朽化が進んでいるため、改築するもの。

(3) 事業内容

令和6年度に実施した実施設計に基づき、改築主体工事を行うもの。

(4) 建物概要



建物構造：鉄骨造 2階建て

建築面積：555.45 m²

延べ面積：797.88 m²

1階 事務所、研修室、車庫、
機工場、男子・女子トイレ
2階 食堂、仮眠室

(5) 完成予想図

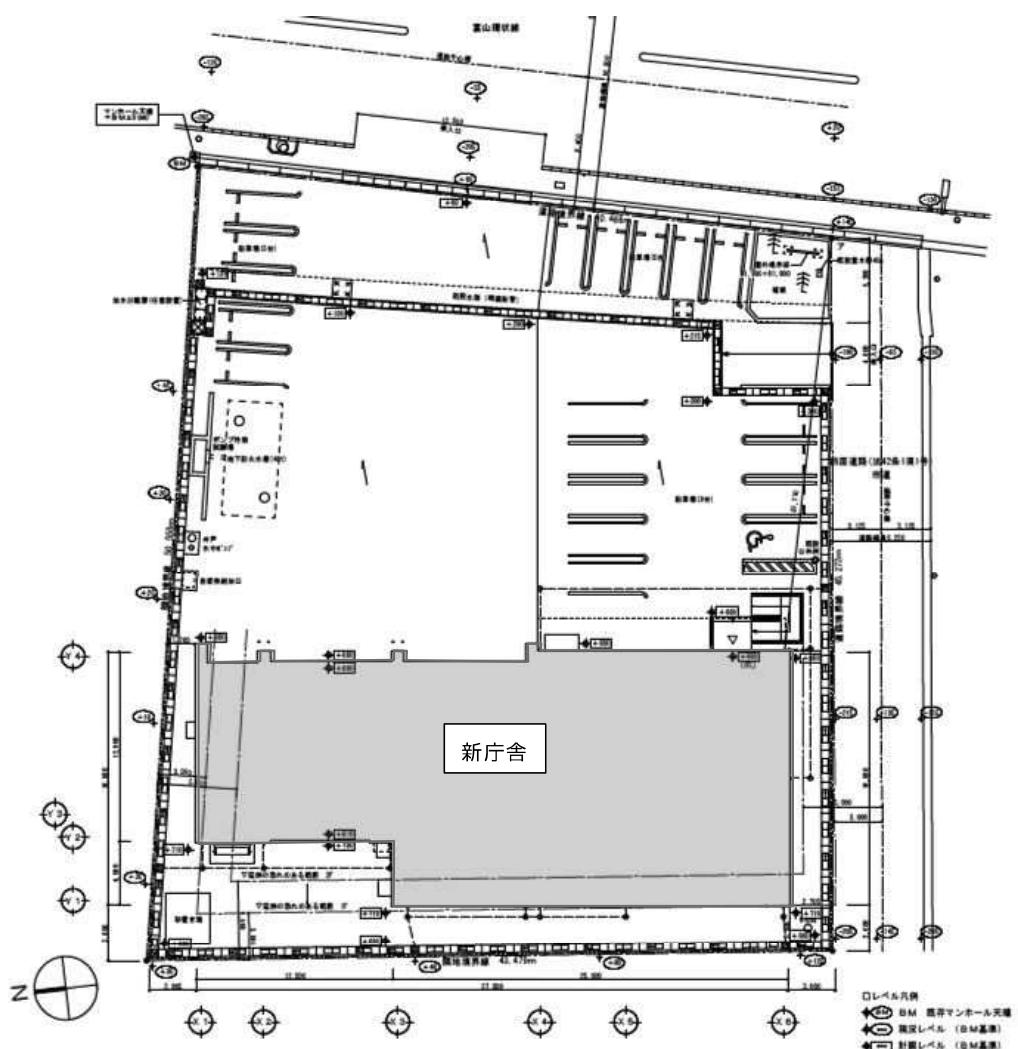


(6) 建設費（工事請負費）

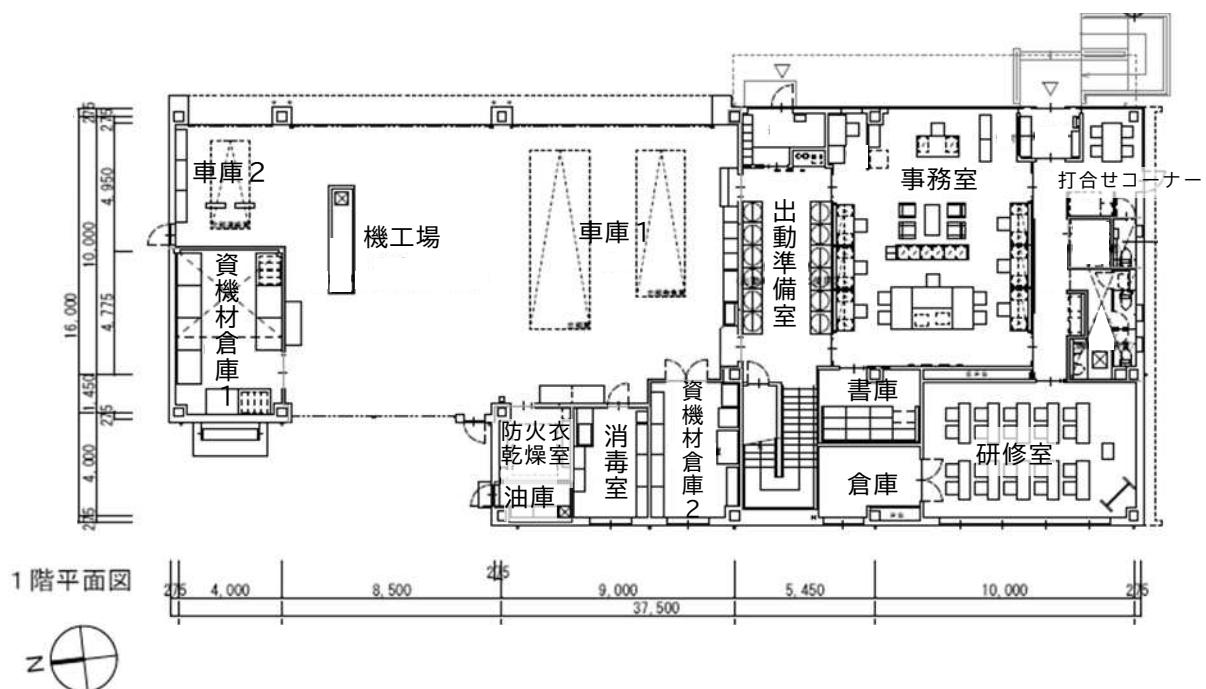
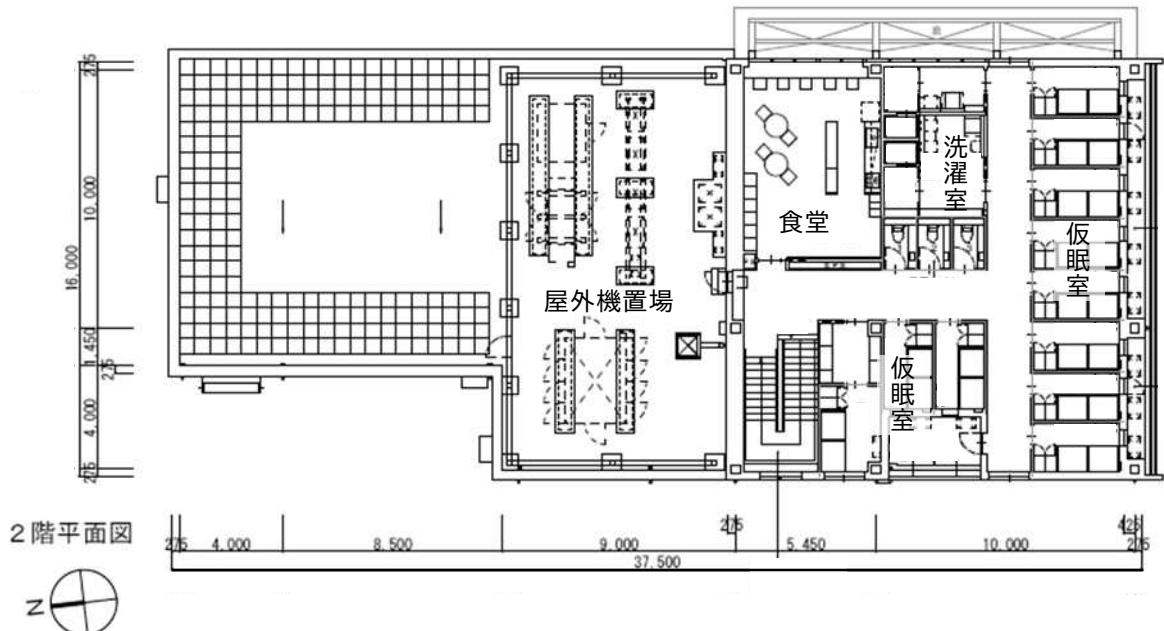
（単位：千円）

	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
改築主体工事	232,320	348,480	580,800
電気設備工事	(予定額) 49,412	(予定額) 74,118	(予定額) 123,530
機械設備工事	(予定額) 22,796	(予定額) 34,195	(予定額) 56,991
合 計	304,528	456,793	761,321
			当初予算額 777,500

(7) 敷地配置図



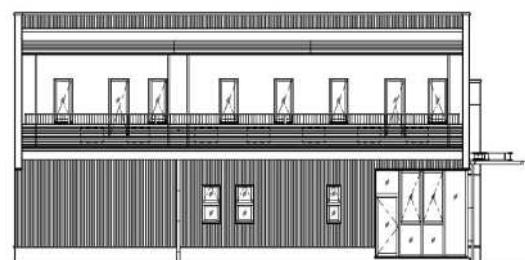
(8) 平面図



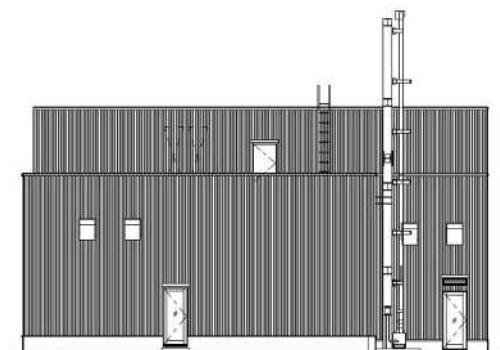
(9) 立面図



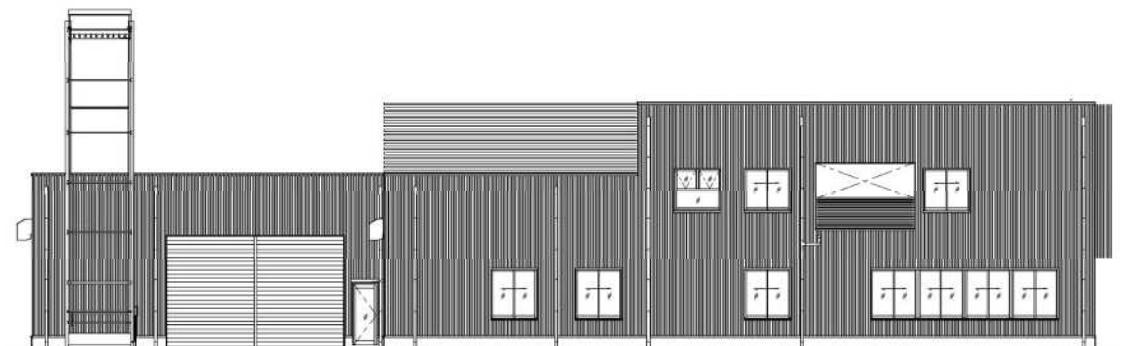
東面



南面



北面



西面